

事 務 連 絡

令和3年11月25日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県新型コロナウイルス

感染症関係総合対策本部

本部長 山梨県知事 長崎 幸太郎

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請に基づく

「施設におけるイベント等の開催の目安」の一部改訂について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請において、別途示すとされている「施設等におけるイベント等の開催の目安」を11月25日付で一部改訂しましたので、お知らせします。

当該開催の目安では、これまで1,000人を超えるイベント等について県の事前確認が必要とされていたところ、原則、参加予定人数が5,000人を超えるイベント等について県の事前確認が必要と変更されておりますので、ご注意ください。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

県土整備部

建築住宅課企画担当

TEL：055-223-1730